

紀美野町第2回定例会会議録

令和元年6月11日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和元年6月11日（火）午前9時30分開議

- | | | |
|------|-----------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 第 2 | | 会期の決定について |
| 第 3 | | 諸般の報告について |
| 第 4 | 報告第 1 号 | 紀美野土地開発公社の経営状況を説明する書類について |
| 第 5 | 議案第 6 3 号 | 紀美野町情報公開条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第 6 4 号 | 紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第 6 5 号 | 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第 6 6 号 | 紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第 6 9 号 | 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について |
| 第 10 | 議案第 6 7 号 | 紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 11 | 議案第 6 8 号 | 紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について |
| 第 12 | 議案第 7 0 号 | 工事請負契約の締結について |
| 第 13 | 議案第 7 1 号 | 物品購入契約の締結について |
| 第 14 | 議案第 7 2 号 | 令和元年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について |
| 第 15 | 議案第 7 3 号 | 令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 第 16 | 議案第 7 4 号 | 令和元年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 第 17 | 議案第 7 5 号 | 令和元年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について |
| 第 18 | 議案第 7 6 号 | 令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について |

第 19 議案第 77 号 令和元年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について

第 20 議案第 78 号 令和元年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

第 21 議案第 79 号 令和元年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について

第 22 特別委員会の設置について
（議会活性化特別委員会）

第 23 特別委員会の設置について
（広報編集特別委員会）

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 23 まで

○議員定数 12 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君
2 番	廣 瀬 隆 一 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君
6 番	田 代 哲 郎 君
7 番	西 口 優 君
8 番	北 道 勝 彦 君
9 番	向井中 洋 二 君
10 番	美 野 勝 男 君
11 番	美 濃 良 和 君
12 番	伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	東 中 啓 吉 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	坂 詳 吾 君
住 民 課 長	仲 岡 みち子 君
税 務 課 長	湯 上 増 巳 君
保健福祉課長	森 谷 善 彦 君
産 業 課 長	米 田 和 弘 君
建 設 課 長	井 村 本 彦 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者	北 山 仁 君
水 道 課 長	長 生 正 信 君
まちづくり課長	山 本 訓 永 君
美 里 支 所 長	坂 昌 美 君
代表監査委員	菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	中 谷 昌 弘 君
次 長	井戸向 朋 紀 君

開会

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和元年第2回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時30分）

○議長（伊都堅仁君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、3番、藤井基彰君、4番、上柏皖亮君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、上柏皖亮君。

（議会運営委員長 上柏皖亮君 登壇）

○議会運営委員長（上柏皖亮君） 皆さん、おはようございます。去る6月5日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期は、本日から25日までの15日間とし、開催日は18日、19日、21日及び25日と決定しました。

議事日程につきましては、配付しております議事予定日程表のとおりであります。

次に、一般質問の通告は6月12日午後3時までといたします。

次に、総務文教常任委員会を6月13日午前9時30分から、産業建設常任委員会を6月14日午前9時30分から開催したいと思います。

次に、全員協議会を本日本会議終了後に開催したいと思います。なお、議事の進行上、日程を順次繰り上げ、また繰り延べる場合もありますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長 上柏皖亮君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から６月２５日までの１５日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から６月２５日までの１５日間と決定しました。

◎日程第３ 諸般の報告について

○議長（伊都堅仁君） 日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告について提出されています。お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりであります。

この際、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 皆さん、おはようございます。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、紀美野町議会第２回定例会を招集いたしましたところ、議員各位を初め関係者の皆様方には、御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに心より厚くお礼申し上げます。

梅雨入りかと思われた６月７日は、大雨や強風で悪天候となり心配をいたしました。いよいよ大雨などの自然災害に備えなければならない時期になってまいりました。昨年９月の台風２１号の接近によりまして、倒木による道路の通行どめ、また長期停電による断水など、日常生活が深刻な事態に見舞われたことは記憶に新しいところであります。現在も倒木被害の痕跡を残しているところでございます。このときの教訓を生かし、早急に対策に努めているところでありますが、防災減災対策にさらなる緊張感を持って取り組んでまいりますので、議員各位の御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、去る５月１８日には、青山椒の販売促進のため、ＪＡながみねとともに京都市内の京印市場並びにスーパーにおいて、恒例となったトップセールスを行ってまいりました。また、５月２２日には、志賀野出張所新築工事の起工式を挙行し、また昨日６月１０日には、神野保育所移転工事の安全祈願祭が議員の皆様にも御臨席をいただき行わ

れました。工期内に立派に完成することを期待しているところであります。また、町営住宅新神原団地が7月下旬に竣工式を行う予定であります。

また、紀美野町を取り巻く周辺道路につきまして、近く供用されるところが発表されました。まず、国道370号阪井バイパスが6月22日、土曜日の15時。県道垣内貴志川線の山田ダム沿いの紀の国カントリークラブ入り口付近の愛宕橋が6月29日、土曜日の14時。県道岩出野上線の紀の川市貴志川町の諸井橋も同じ29日の16時から供用開始されることになり、安全でそして便利に通行できることをうれしく思い、心待ちにしているところであります。

さて、今期定例会に上程いたしております案件は、議案第63号から議案第79号までの17件であります。

町条例の一部改正に係る案件が7件、工事請負契約の締結についての案件、物品購入契約の締結についての案件、令和元年度紀美野町一般会計及び特別会計等の補正予算に係る案件が8件であります。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案のとおり御可決くださいますようお願いいたしまして、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

ありがとうございました。どうかよろしくお願いいたします。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 次に、一般質問の通告は、6月12日、午後3時までに提出をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号 紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について

○議長（伊都堅仁君） 日程第4、報告第1号、紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について議題とします。

報告をお願いします。企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長（坂 詳吾君） おはようございます。

それでは、紀美野町土地開発公社の経営状況を御報告させていただきます。

紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類の表紙をごらんください。

報告第1号、紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

令和元年6月11日提出 紀美野町長 寺本光嘉

表紙より2枚めくっていただきまして、1ページをお開きください。

平成30年度紀美野町土地開発公社事業報告書でございます。

1. 一般事項の(1) 理事会決議事項についての実績報告でございます。

平成30年度では2回の理事会を開催してございます。

平成30年5月30日の第1回理事会では、平成29年度決算についての議決をいただいております。

平成31年3月27日の第2回理事会では、平成31年度予算についての議決をいただいております。

次に、(2) 役員に関する事項でございます。

まず、ア. 役員の異動に関する事項につきましては、平成30年3月31日に1名の理事が辞任され、新たに平成30年4月1日に4名の理事が就任をされてございます。

次に、イ. 役員名簿でございます。平成31年3月31日現在での役員名簿を掲載してございます。理事長と筆頭理事を含む理事14名、監事2名、計16名の名簿でございます。

次に、2ページをお開きください。

(3) 行政官庁認可等に関する事項について。平成30年6月5日に理事の変更登記を和歌山地方法務局に提出し、認可をいただきました。また、6月12日の紀美野町議会第2回定例会におきまして、平成29年度経営状況の報告をさせていただきました。

次に、2. 業務でございます。

(1) の土地取得状況及び(2) の土地処分状況につきましては、土地の取得及び処分の実績はございませんでしたので、面積、取得原価ともゼロとなっております。

(3) の土地造成事業収益でございますが、福井檜山団地において一般販売2区画、面積412.37平方メートルの売却を行い、1,527万2,679円の収益がございました。

次に、(4) の土地保有状況でございます。公有地取得事業用地につきましてはゼロとなっております。特定土地等事業用地につきましては1,966.57平方メートル、取得原価が566万5,899円でございます。これにつきましては、野上中学校より

南の貴志川沿いの下佐々字飛ノ瀬 9 9 5 - 1 番地に保有している用地でございます。福井檜山団地宅地造成用地 1, 2 5 5. 1 4 平方メートル、4, 3 5 9 万 4, 9 1 9 円は、福井字檜山 1 1 1 1 - 7 番地ほか 4 筆でございます。

以上、合わせまして 3, 2 2 1. 7 1 平方メートル、4, 9 2 6 万 8 1 8 円でございます。

次に、3 ページをお開きください。

損益計算書でございます。

1. 事業収益、(3) 土地造成事業収益は 1, 5 2 7 万 2, 6 7 9 円。

2. 事業原価、(3) 土地造成事業原価は 1, 5 2 7 万 2, 6 7 9 円。これにつきましては福井檜山団地の 2 区画の分でございます。事業総利益につきましては、事業収益合計から事業原価合計を差し引いたゼロ円でございます。

3. 販売費及び一般管理費につきましては 2 5 万 9, 2 9 0 円でございます。この内訳につきましては、光熱水費、福井檜山団地内の防犯灯 5 基の電気代が 1 万 4, 5 3 3 円、広告宣伝費としてチラシの作成及び新聞折り込み費用として 1 0 万 8, 0 0 0 円。委託料としまして福井檜山団地の除草作業委託等で 8 万 6, 7 5 7 円、それから法人町民税 5 万円でございます。

次に、4. 事業外収益、(1) 受取利息は 5 1 5 円でございます。この内訳につきましては、普通預金利息が 1 7 円と基本財産 5 0 0 万円の定期預金利息 4 9 8 円でございます。(2) の雑収益はございません。

次に、5. 事業外費用でございます。(1) 支払利息 4 0 4 円でございます。長期借入金の利息でございます。(2) 雑損失はございません。経常損失 2 5 万 9, 1 7 9 円でございます。当期準損失につきましては、事業総利益ゼロ円から経常損失 2 5 万 9, 1 7 9 円を差し引きました 2 5 万 9, 1 7 9 円でございます。

次に、4 ページをお開きください。

貸借対照表でございます。

資産の部、1. 流動資産でございますが、(1) 現金及び預金が 2, 0 3 0 万 6 8 9 円、(2) 公有用地はございません。(3) 特定土地が 5 6 6 万 5, 8 9 9 円、(4) 完成土地が 4, 3 5 9 万 4, 9 1 9 円、流動資産合計は 6, 9 5 6 万 1, 5 0 7 円でございます。

2. 固定資産はございませんので、資産合計 6, 9 5 6 万 1, 5 0 7 円でございます。

負債の部につきましてはございません。

次に、5ページをお開きください。

資本の部でございます。

1. 資本金。(1) 基本財産500万円。ながみね農業協同組合において定期預金として保有してございます。

2. 準備金につきましては、(1) 前期繰越準備金6,482万686円、(2) 当期純損失25万9,179円、準備金合計6,456万1,507円、資本合計は資本金と準備金の合計6,956万1,507円。負債資本合計6,956万1,507円でございます。

次に、6ページをお開きください。

財産目録でございます。

資産の部でございますが、流動資産の合計が6,956万1,507円。この内訳は普通預金130万689円、定期預金が1,400万円、基本金の定期預金が500万円、特定土地1,966.57平方メートル、566万5,899円、完成土地1,255.14平方メートル、4,359万4,919円でございます。固定資産はございません。資産合計6,956万1,507円でございます。

次に、負債の部でございますが、流動負債、固定負債ともにございません。負債合計はゼロ円でございます。資産合計から負債合計を差し引いた差引純資産は6,956万1,507円でございます。

次に、7ページをお開きください。

キャッシュフロー、計算書となっております。

内容につきましては、Ⅰ. 事業活動によるキャッシュフロー、土地造成事業収入の檜山団地宅地分譲2区画分1,527万2,679円。その他の業務支出はマイナス25万9,290円、小計が1,501万3,389円となっております。利息の受取額515円、利息の支払額マイナス404円を差し引きまして、事業活動によるキャッシュフローは1,501万3,500円でございます。

Ⅲ. 財務活動によるキャッシュフローでございますが、長期借入による収入は100万円、長期借入金の返済による支出がマイナス100万円ですので、財務活動によるキャッシュフローはゼロ円でございます。

Ⅳ. 現金及び現金同等物増加額は1,501万3,500円でございます。

V. 現金及び現金同等物期首残高は528万7,189円でございます。

VI. 現金及び現金同等物期末残高は2,030万689円でございます。

次に、8ページから9ページにかけまして附属明細表として費目別明細表の一覧を掲載させていただいてございます。内容につきましては、さきの内容と同様となりますので、省略をさせていただきます。また、最後のページに令和元年5月24日に、監事による監査を実施していただいた決算監査意見書を添付させていただいてございます。

以上、簡単でございますが平成30年度紀美野町土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時53分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時53分)

◎日程第5 議案第63号 紀美野町情報公開条例の一部を改正する条例について

◎日程第6 議案第64号 紀美野町職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第7 議案第65号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

○議長（伊都堅仁君） 日程第5、議案第63号、紀美野町情報公開条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第64号、紀美野町職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第7、議案第65号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について一括議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第63号、紀美野町情報公開条例の一部を改正する条例について。

紀美野町情報公開条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月11日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由でございますが、不正競争防止法等の一部を改正する法律による工業標準化法の改正に伴い、紀美野町情報公開条例の一部を改正するものでございます。

次の2ページをごらんください。

紀美野町情報公開条例の一部を改正する条例でございます。お手元にお配りしております条例の一部を改正する条例等に係る新旧対照表の1ページもあわせてごらんいただきたく存じます。

第18条第2項中、日本工業規格を日本産業規格に改めるものでございます。これにつきましては、工業標準化法が一部改正され、産業標準化法に変わり、日本工業規格は日本産業規格に変わることによるものでございます。

附則としまして、この条例は令和元年7月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第63号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書3ページをごらんください。

紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月11日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由でございますが、人事院規則の改正により、時間外労働の上限規制等が導入されたことに準じ、紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

4ページをごらんください。

紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

お手元の条例の一部を改正する条例等に係る新旧対照表の2ページも、あわせてごらんいただきたく存じます。

第8条に次の1項を加える。3項、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は規則で定める。これにつきましては、現行の条例第8条では、正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることについての規定となっておりますが、今回の改正では正規の勤務時間以外の時間における

勤務に関し、必要な事項は規則で定めるという文言を加え、紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する規則にて時間外労働の上限を定めるものであります。

規則で定める事項の概要といたしましては、人事院規則に準じ、時間外勤務命令の上限を原則1カ月について45時間、かつ1年間で360時間の範囲と定めることとなります。また、多忙な業務を行う部署においては、一時的に1カ月について100時間は認めるものの、2月から6カ月の平均が80時間以下になるようにし、1年間で720時間の範囲と定めるものでございます。大規模災害時など緊急の場合は適用外となります。以上が規則で定める概要となります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第64号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書5ページをお開きください。

議案第65号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について。

紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月11日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由でございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正するものでございます。

次の6ページをごらんください。

紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例でございます。お手元の条例の一部を改正する条例等に係る新旧対照表の3ページから4ページの太い線枠も、あわせてごらんいただきたく存じます。

1日の報酬額を選挙長は現行1万600円を1万800円に、投票管理者は現行1万2,600円を1万2,800円に、投票立会人は現行1万700円を1万900円に、開票管理者は現行1万600円を1万800円に、開票立会人及び選挙立会人は現行8,800円を8,900円に、期日前投票管理者は現行1万1,100円を1万1,300円に、期日前投票立会人は現行9,500円を9,600円にそれぞれ改正するものでございます。これにつきましては、先ほど申し上げました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定められている基準額に合わせ、それぞれの報酬額を引き上げるも

のでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが議案第 6 5 号の説明とさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

◎日程第 8 議案第 6 6 号 紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について

◎日程第 9 議案第 6 9 号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長(伊都堅仁君) 日程第 8、議案第 6 6 号、紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について及び日程第 9、議案第 6 9 号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について一括議題とします。

消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長(家本 宏君) それでは、議案書の 7 ページをお開きください。

議案第 6 6 号、紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について。

紀美野町消防手数料条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 6 月 1 1 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、紀美野町消防手数料条例の一部を改正するものでございます。

8 ページをごらんください。

なお、新旧対照表は 6 ページ、7 ページとなりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例。

紀美野町消防手数料条例の一部を、次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項中 1 5 8 万円を 1 5 9 万円に、1 9 4 万円を 1 9 5 万円に、2 2 6 万円を 2 2 7 万円に改める。

附則、施行期日、第 1 項、この条例は令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

経過措置、第 2 項、この条例の施行の際、現になされている申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和元年１０月１日に予定されております消費税及び地方消費税の税率引き上げにより、その積算に同額の影響を受けることとなる手数料のうち、直近の人件費や物件費等の変動を加味した試算を行い、それでもなお現行に比べて同額となるものについて改定を行うもので、消防法第１１条第１項の規定に基づく貯蔵所の設置許可申請に関する審査で、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮きぶたつき屋外タンク貯蔵所の貯蔵最大数量別にそれぞれ改正を行うものでございます。

附則として、この条例は令和元年１０月１日から施行するとし、この条例の施行の際、現になされている申請に係る手数料については、なお従前の例によるという経過措置を設けてございます。

以上、議案第６６号の条例改正に関する御説明とさせていただきます。

次に、議案書の１３ページをお開きください。

議案第６９号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について。

紀美野町火災予防条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年６月１１日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

不正競争防止法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、紀美野町火災予防条例の改正を行うものでございます。

議案書１４ページをごらんください。

新旧対照表につきましては１２ページ、１３ページとなりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例。

紀美野町火災予防条例の一部を次のように改正する。第１６条第１項中、日本工業規格を日本産業規格に改める。第２９条の５第１号中、作動時間が６０秒以内を、種別が１種に改め、同条中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。第６号、第２９条の３第１項各号または前条第１項に掲げる住宅の部分に、特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第３条第２項及び第３項に定める技術上の基準に従い、または当該技術上の基準の例により設置したとき。

附則、この条例は公布の日から施行する。ただし、第１６条第１項の改正規定は令和元年７月１日から施行する。

まず、第１６条につきましては、令和元年７月１日に施行される不正競争防止法等の一部を改正する法律により、工業標準化法が一部改正されました。日本工業規格が日本産業規格に改められるため、所要の改正を行うものでございます

なお、附則として令和元年７月１日から施行するとしています。

次に、第２９条の５であります。平成３１年２月２８日に住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が交付されたことに伴いまして、第１号は字句の整理を行うものでございます。さらに、第６号は、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置したときは、住宅用防災警報機器または住宅用防災報知設備を設置しないことができることとなったため、所要の改正を行うもので、公布の日から施行するとしています。

以上、説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決を賜りますようお願いいたします。

(消防長 家本 宏君 降壇)

◎日程第１０ 議案第６７号 紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１０、議案第６７号、紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、議案書の９ページをお開きください。

議案第６７号、紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年６月１１日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由につきましては、平成３０年６月に公布された第８次地方分権一括法、地方の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令が改正され、災害援護資金

の貸付利率等が改正されました。これにより、年３％に固定されている災害援護資金の貸付利率について、市町村の判断によりこれよりも低い利率での貸し付けを条例で設定できるようになること等を踏まえ、紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例を改正するものであります。

続きまして、１０ページをお願いいたします。

紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、恐れ入りますが新旧対照表８ページ、９ページになりますので、あわせてごらんください。

第１４条については、被災者の返済負担を軽減するために貸付利率を現在の年３％から保証人を立てる場合は無利子に、保証人を立てない場合は貸付利率を１．５％に引き下げるものであります。

第１５条につきましては、災害援護資金の償還方法について、借受人の償還を容易とし、また町の債権の確実な回収を促すため、年賦償還、半年賦償還の方法のほかに月賦償還の方法を追加するものです。また、第３項については、借受人は保証人を立てなければならないとされていましたが、保証人を立てることが困難な被災者の実情を考慮した貸付が行えるよう施行令での改正を受け、当該規定を削除するものでございます。

議案書１０ページをごらんください。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものです。また、経過措置として、改正後の紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例第１４条及び第１５条第３項の規定は、この条例の施行の日以降に生じた災害により被災を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用し、同日前に生じた災害により被災を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例によるものです。

以上、簡単ですが議案第６７号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

（保健福祉課長 森谷善彦君 降壇）

◎日程第１１ 議案第６８号 紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１１、議案第６８号、紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を願います。企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） それでは、議案書の１１ページをお開きください。

議案第 68 号、紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について。

紀美野町営住宅条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 6 月 11 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

新神原団地建設に伴い、紀美野町営住宅条例の改正を行うものでございます。

議案書 12 ページ並びに条例の一部を改正する条例等に係る新旧対照表の 10 ページから 11 ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例。

紀美野町営住宅条例の一部を次のように改正する。別表、神原第 3 団地の項の次に、次のように加える。新神原団地、紀美野町神野市場、令和元年度。

附則、施行期日、第 1 項、この条例は令和元年 8 月 1 日から施行する。準備行為、第 2 項、この条例規定により新たに公用開始する新神原団地の入居者決定等のために必要な手続その他の行為は、令和元年 8 月 1 日前においても行うことができる。

改正内容を簡単に御説明いたします。

紀美野町神野市場地内に町営住宅新神原団地として新たに 9 戸の住宅を新築したため、別表 2、新神原団地を追加するものでございます。

以上、紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

◎日程第 12 議案第 70 号 工事請負契約の締結について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 12、議案第 70 号、工事請負契約の締結について議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） それでは、議案書の 15 ページをお開きください。

議案第 70 号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 6 月 11 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

契約の目的は、令和元年度紀美野町防災行政無線デジタル化改修工事でございます。
美里地域は平成20年度から防災行政無線はデジタル設備で稼働しておりますが、野上
地域は平成5年からアナログ設備にて稼働し、現在に至っているところです。したが
いまして、今回のデジタル化改修工事は、野上地域のアナログ設備を改修するものでござ
います。

契約方法は、指名型企画提案方式による随意契約で、防災行政無線デジタル化改修事
業にかかわる設計及び工事をプロポーザル方式で事業者から提案してもらい、審査の上、
最も高い評価を得た事業者と契約するものでございます。

契約金額は2億8,620万円でございます。

契約の相手方は和歌山市紀三井寺849番地の3、株式会社サイバーリンクス、代表
取締役、村上恒夫でございます。

以上、簡単ですが、議案第70号の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願
いをいたします。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

◎日程第13 議案第71号 物品購入契約の締結について

○議長（伊都堅仁君） 日程第13、議案第71号、物品購入契約の締結について
議題とします。

説明を願います。消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長（家本 宏君） 議案書の16ページをお開きください。

議案第71号、物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取
得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月11日提出 紀美野町長 寺本光嘉

契約の目的 令和元年度、消防団ポンプ自動車整備事業。

契約方法 指名競争入札。

契約金額 1,916万9,650円。

契約の相手方 和歌山市蔵小路16番地、有限会社和歌山防火協会代表取締役 山本
幹哉。

紀美野町消防団第2分団に配備しております消防ポンプ自動車の更新配備に伴うもの

でございます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願いをいたします。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前 10 時 15 分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 39 分)

◎日程第 14 議案第 72 号 令和元年度紀美野町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（伊都堅仁君） 日程第 14、議案第 72 号、令和元年度紀美野町一般会計補正予算（第 2 号）について議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） それでは、議案書の 18 ページをお開きください。

議案第 72 号、令和元年度紀美野町一般会計補正予算（第 2 号）。

令和元年度紀美野町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 5 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 77 億 2,063 万 5,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条、債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条、地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和元年 6 月 11 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

ここからは予算に関する説明書をごらんいただきたいと思います。

予算に関する説明書の 3 ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

13款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金15万円の増額補正で小規模土地改良事業の受益者分担金でございます。

15款国庫支出金、2項4目土木費国庫補助金1,667万円の増額補正で、橋梁修繕工事に伴う社会資本整備総合交付金でございます。

3項1目総務費国庫委託金100万円の増額補正で、参議院議員通常選挙執行に係る委託金でございます。

16款県支出金、2項2目民生費県補助金681万2,000円の増額補正で、子ども・子育て支援事業に係る補助金でございます。

4目農林水産業費県補助金574万2,000円の増額補正で、小規模土地改良事業の補助金30万円と、ため池調査事業の補助金544万2,000円でございます。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金3,133万7,000円の増額補正でございます。

6目合併振興基金繰入金2,150万円の増額補正で、林道整備事業に充当いたします。

4ページをお願いします。

21款諸収入、4項1目雑入で764万7,000円の増額補正でございます。後期高齢者医療連合に派遣している職員の人件費514万7,000円と、コミュニティ助成事業として上神野地区まちづくり協議会への助成金250万円でございます。

22款町債、1項4目土木債920万円の増額補正で、橋梁修繕工事費に充てるものでございます。

5目消防債、補正額に増減はありません。消防団のポンプ車購入に伴う起債を過疎対策事業債から緊急防災減災事業債に変更するものであります。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

歳出では、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費を多くの箇所で補正計上しております。この人件費関連の補正につきましては、主に4月の人事異動に伴うものでございますので、詳しい説明は省略させていただきますことを御了承いただきたく存じます。

それでは、予算に関する説明書の5ページをお開きください。

1 款議会費、1 項 1 目議会費 9 5 0 万 8, 0 0 0 円の人件費の増額補正でございます。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費 1, 2 1 7 万 9, 0 0 0 円の人件費の減額補正です。

4 目財産管理費 4 6 8 万 7, 0 0 0 円の増額補正です。建築後 5 0 年経過したかじか荘本館の基本計画作成業務委託料として 1 1 8 万 8, 0 0 0 円、商工会館解体に伴い附属施設である旧野上町役場の倉庫解体撤去工事費として 3 4 9 万 9, 0 0 0 円を計上してございます。

6 ページにわたりまして 5 目企画費 7 6 8 万 3, 0 0 0 円の増額補正で、人件費 3 4 5 万 6, 0 0 0 円、昨年の台風 2 1 号被害に伴う谷地区の地上デジタル放送のケーブル修繕費として 4 2 2 万 7, 0 0 0 円を計上してございます。

6 目電子計算費 2 6 1 万 2, 0 0 0 円の増額補正でございます。人件費で 3 8 万 8, 0 0 0 円の減額、電柱移設等に伴う光ケーブルの張りかえの架設工事費として 3 0 0 万円の増額でございます。

1 1 目防災諸費 1 1 6 万 3, 0 0 0 円の増額補正で、吉野地区の防火水槽の引き込み管の修繕費 1 1 6 万 3, 0 0 0 円でございます。

7 ページにわたりまして、2 項 1 目税務総務費 5 1 8 万 2, 0 0 0 円の減額補正。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 2 4 2 万 4, 0 0 0 円の減額補正で、いずれも人件費でございます。

4 項 4 目参議院議員通常選挙費 1 0 0 万円の増額補正です。報酬で 1 万 3, 0 0 0 円、充電式のランタンなど投票所で使用する消耗品費で 2 2 万 1, 0 0 0 円。投票立会人の派遣委託料 3 7 万 8, 0 0 0 円とポスター掲示場作成・設置・撤去・廃棄委託料 3 8 万 8, 0 0 0 円を計上してございます。

8 ページをごらんください。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 8 9 2 万 6, 0 0 0 円で人件費の増額補正でございます。

1 1 目国民健康保険事業費 2 3 9 万 4, 0 0 0 円の増額補正。

1 2 目介護保険事業費 3 9 7 万円の減額補正。

1 3 目後期高齢者医療費 4 6 万円の増額補正で、いずれも主に人事異動に伴う特別会計への繰出金でございます。

9 ページにわたりまして、2 項 1 目児童福祉総務費 6 8 1 万 2, 0 0 0 円の増額補正でございます。幼児保育無償化に伴うシステム改修委託料 6 6 0 万円、事務費の消耗品

費 5 万円や備品購入費として 1 6 万 2, 0 0 0 円を計上してございます。

2 目青少年対策費 2 3 3 万 2, 0 0 0 円の増額補正。

4 目保育所費 1, 2 6 7 万 4, 0 0 0 円の減額補正で、いずれも人件費によるものでございます。

1 0 ページにわたりまして、4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費 7 1 2 万円、人件費の減額補正でございます。

4 目環境衛生費 6 2 2 万 2, 0 0 0 円の増額補正です。

2 8 節の簡易水道事業特別会計繰出金 6 8 2 万 2, 0 0 0 円につきましても、人事異動に伴うものでございます。

7 目診療所費 1 1 2 万 9, 0 0 0 円の減額補正で、人事異動に伴う特別会計への繰出金でございます。

5 款農林水産業費、1 項 1 目農業委員会費 4 6 万 3, 0 0 0 円の減額補正。

1 1 ページにわたりまして、2 目農業総務費 9 0 2 万 9, 0 0 0 円の増額補正で、いずれも人件費でございます。

3 目農業振興費 8, 0 0 0 円の増額補正で、生活営農資金の利子補給でございます。

4 目耕地総務費 7 0 万 1, 0 0 0 円の増額補正です。

1 3 節ため池ハザードマップ作成業務委託料 5 6 7 万 2, 0 0 0 円増額。2 8 節の農業集落排水事業特別会計繰出金 4 8 万 8, 0 0 0 円減額につきましては、人事異動に伴うものでございます。

1 2 ページにわたりまして、6 目地籍調査事業費 8 0 6 万 6, 0 0 0 円の減額補正で、人事異動に伴う人件費は 1, 2 3 9 万 9, 0 0 0 円の減額。7 節の賃金で作業員と臨時雇用で 4 3 3 万 3, 0 0 0 円を計上してございます。

7 目小規模土地改良事業費 1 0 1 万円の増額補正で、平地区の最上池水路の改良工事でございます。

2 項 1 目林業総務費 2 9 8 万 6, 0 0 0 円の人件費の減額補正でございます。

1 3 ページにわたりまして、3 目林道整備事業費 2, 1 5 0 万円の増額補正で、林道毛原勝谷線測量設計業務委託料 1, 1 5 0 万円、林道毛原下滝ノ川線測量設計業務委託料 1, 0 0 0 万円を計上してございます。

4 項 1 目山村振興総務費 1, 2 1 5 万 4, 0 0 0 円の増額補正で、人件費 9 6 5 万 4, 0 0 0 円と上神野地区まちづくり協議会へのコミュニティ助成事業補助金 2 5 0 万円で

ございます。

6 款商工費、1 項 1 目商工振興費 1 5 0 万円の増額補正で旧商工会館の解体撤去に伴う補助金でございます。

1 4 ページにわたしまして、7 款土木費、1 項 1 目土木総務費 2 万円の人件費の増額補正でございます。

2 項 1 目道路橋梁維持費 5 0 0 万円の増額補正で道路台帳を更新するためのものがございます。

2 目道路橋梁新設改良費 2, 5 2 6 万 1, 0 0 0 円の増額補正で、人件費 2 5 万 1, 0 0 0 円、黒沢橋の修繕工事費が増えるため 2, 5 0 1 万円計上してございます。

1 5 ページにわたしまして、3 項 1 目住宅管理費 1 6 9 万円の減額補正で人件費でございます。

5 項 1 目建設残土処理費 9 8 2 万 2, 0 0 0 円の増額補正でございます。人件費で 3 0 3 万 8, 0 0 0 円の減額です。1 1 節需用費 7 6 万円は計量伝票の印刷、1 5 節工事請負費 5 0 0 万円は受け入れ車両増加に伴う待機場所の整地工事の費用です。1 2 節役務費の登記手数料 1 0 万円、1 7 節公有財産購入費 5 5 0 万円、2 2 節補償、補填及び賠償金 1 5 0 万円につきましては、処理場拡張に伴うものがございます。

1 6 ページをごらんください。

8 款消防費、1 項 1 目常備消防費 1 6 5 万円の人件費の増額補正でございます。

1 7 ページにわたしまして、9 款教育費、1 項 2 目事務局費 8 7 6 万 6, 0 0 0 円の人件費の増額補正でございます。

2 項 1 目学校管理費 1 8 万円の人件費の減額補正でございます。

3 項 1 目学校管理費 3 8 5 万 5, 0 0 0 円の増額補正で、野上中学校体育館の自動火災報知設備の改修を行うものがございます。

4 項 1 目社会教育費 5 6 0 万 4, 0 0 0 円の人件費の増額補正でございます。

1 8 ページにわたしまして、4 目人権教育費 3 1 4 万 4, 0 0 0 円の人件費の減額補正です。

7 目星の動物園管理運営費 2 4 万 2, 0 0 0 円の増額補正です。人件費で 5 0 8 万 2, 0 0 0 円の減額。1 3 節星の塔天体観測ドーム改修工事設計業務委託料で 5 3 2 万 4, 0 0 0 円を計上してございます。

8 目文化センター管理運営費 1 3 4 万 4, 0 0 0 円の増額補正で、空調整備の循環水

を冷却するシステムを改修するためでございます。

恐れ入りますが、議案書の22ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正でございます。

追加するものは、紀美野町生活営農資金利子補給でありまして、期間は令和2年度から令和5年度までとし、限度額につきましては貸付金額総額318万円の年0.36%の利息相当額でございます。

第3表地方債補正でございます。

一般単独事業債で限度額を1,940万円増額の4億7,610万円に、過疎対策事業債で限度額を1,020万円減額の2億9,900万円にそれぞれ変更するものでございます。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

次の23ページをお開きください。

平成30年度紀美野町繰越明許費繰越計算書でありまして、御高覧いただきたく存じます。

以上、議案第72号、令和元年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

（総務課長 細谷康則君 降壇）

◎日程第15 議案第73号 令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第16 議案第74号 令和元年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第17 議案第75号 令和元年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第15、議案第73号、令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第16、議案第74号、令和元年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について及び日程第17、議案第75号、令和元年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について一括議題とします。

説明を願います。住民課長、仲岡君。

（住民課長 仲岡みち子君 登壇）

○住民課長（仲岡みち子君）

恐れ入ります、議案書の２４ページをごらんください。

議案第７３号、令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）。

令和元年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２７７万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２億５,４１０万１,０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和元年６月１１日提出 紀美野町長 寺本光嘉
予算に関する説明書の２１ページをごらんください。

３款県支出金、１項県補助金、２目財政対策補助金３００万円の増額補正でございます。これにつきましては、地方単独事業として実施している老人医療と重度心身障害者・児医療助成制度の費用額の調整分として２分の１交付されるものでございます。なお、平成３０年度の実績により、令和元年度も継続して事業が実施すると決定されたことによる補正でございます。

５款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金２３９万４,０００円の増額補正でございます。これにつきましては、職員給与等繰入金２０７万円、そして税システム改修費３２万４,０００円でございます。

５款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金２６１万５,０００円の減額補正でございます。これにつきましては、財政対策補助金の増額分と、４月の人事異動に伴う人件費及び税システム改修費を一般会計より繰り入れされたことにより、財政調整基金を減額するものでございます。なお、補正後の基金残高は１億８,２７９万９,０００円となります。

次の２２ページをごらんください。

歳出でございます。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費２０７万円の増額補正です。これにつきましては、４月の人事異動に伴い担当職員がかわったことによるものでございます。

１款総務費、２項徴税费、１目賦課徴収費、委託料３２万４,０００円の増額でござ

います。これにつきましては制度改正により応益割に係る旧被扶養者の減免期間が見直されたことに伴う電算システムの改修費でございます。

５款保険事業費、２項１目特定健康診査等事業費、備品購入費３８万５,０００円の増額補正でございます。これにつきましては、特定検診等データ管理システム、国保連合会のデータベースシステム用端末の機器更改に伴う保健福祉課における保健指導用端末機の整備費用でございます。

以上で、令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきます。

議案書の２８ページをごらんください。

議案第７４号、令和元年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）。

令和元年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１１２万９,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億９１０万４,０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和元年６月１１日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、歳入歳出の内容について、予算に関する説明書にて御説明を申し上げます。

２５ページをごらんください。

歳入歳出予算事項明細書の歳入でございます。

４款繰入金、１項１目一般会計繰入金１１２万９,０００円の減額補正です。これにつきましては、歳出における職員の人事異動に伴う人件費の１７８万９,０００円の減額、１１節需用費の修繕４２万６,０００円、１２節役務費１３万８,０００円、１４節使用料及び賃借料９万６,０００円の増額分を差し引き、一般会計繰入金を減額するものでございます。

次の２６ページをごらんください。

歳出でございます。

１款総務費、１項施設管理費、１目一般管理費１１２万９,０００円の減額補正でご

ざいます。これにつきましては、2、3、4節職員手当等で、医師及び看護師の異動に伴う人件費178万9,000円の減額、11節修繕料、国吉診療所公用車車庫の屋根修繕42万6,000円、12節通信運搬費、国吉と長谷毛原診療所における電子カルテ相互連携通信費12万6,000円。登録手数料として医師の異動に伴う麻薬施用者免許申請書用1万2,000円、14節プロバイダー使用料及び同システムライセンス等使用料として9万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、令和元年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の32ページをごらんください。

議案第75号、令和元年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度、紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,672万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月11日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、歳入歳出内容について、予算に関する説明書にて御説明を申し上げます。

29ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入でございます。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金、4節職員給与繰入金として46万円の増額補正でございます。これにつきましては、歳出における職員の人件費の増額分を一般会計より繰り入れするものでございます。

次の30ページをごらんください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費46万円の増額補正でございます。これにつきましては、職員の人件費の増額によるものでございます。

以上、令和元年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

以上で特別会計３議案につきまして、御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いいたします。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

◎日程第１８ 議案第７６号 令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１８、議案第７６号、令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、議案書の３６ページをお開きください。

議案第７６号、令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）。

令和元年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３７０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７億１，２５１万８，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和元年６月１１日提出 紀美野町長 寺本光嘉

続きまして、予算に関する説明書の３３ページをお開きください。

歳入。

３款２項４目介護保険事業費補助金、１節介護保険事業費補助金の２７万円の増額補正でございます。これはシステム改修に伴う国２分の１補助でございます。

次に、７款１項４目事務費繰入金、１節事務費繰入金の３９７万円の減額補正でございます。これにつきましては、４月の人事異動に伴う減額補正でございます。

続きまして、予算に関する説明書の３４ページをお開きください。

１款１項１目一般管理費の２節給料２３６万円の減額補正、３節職員手当等の１２６万円の減額補正、４節共済費６２万円の減額補正でございます。これは４月の人事異動に伴うもので減額補正でございます。

続いて、同じく１３節委託料につきましては、介護報酬改定に伴う電算システム改修

委託料54万円の増額補正でございます。

以上、簡単でございますが、議案第76号の説明いたします。よろしく願います。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

◎日程第19 議案第77号 令和元年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号)について

○議長(伊都堅仁君) 日程第19、議案第77号、令和元年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について議題とします。

説明を願います。建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長(井村本彦君) それでは、議案書の40ページをお願いします。

議案第77号、令和元年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。

令和元年度紀美野町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,270万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月11日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、予算に関する説明書の37ページをお願いします。

歳入、3款繰入金で一般会計からの繰入金額48万8,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、説明書の38ページをお願いします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費の2節、3節、4節につきまして人事異動によります給料、職員手当等共済費において合計48万8,000円の減額をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

◎日程第20 議案第78号 令和元年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第21 議案第79号 令和元年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第20、議案第78号、令和元年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について及び日程第21、議案第79号、令和元年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第1号）について一括議題とします。

説明を願います。水道課長、長生君。

（水道課長 長生正信君 登壇）

○水道課長（長生正信君） それでは、議案書44ページをお開きください。

議案第78号、令和元年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度紀美野町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ682万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,824万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月11日提出 紀美野町長 寺本光嘉

予算に関する説明書の41ページをお開きください。

歳入でございます。

4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金682万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては、4月の人事異動に伴うものでございます。

次に、42ページをお開きください。

歳出でございます。

1款衛生費、1項簡易水道費、1目一般管理費682万2,000円の増額補正でございます。4月の人事異動に伴う人件費の増額となっております。

2節給料において408万円、3節職員手当等において169万2,000円、4節共済費で105万円の増額となるものでございます。

以上、令和元年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせて

いただきます。

続きまして、議案書４８ページをお開きください。

議案第７９号、令和元年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第１号）。

（総則）

第１条、令和元年度紀美野町上水道事業会計の補正予算第１号は次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第２条、令和元年度紀美野町上水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第１款水道事業費用１億３３０万１,０００円に対し、補正予定額９６万３,０００円を増額し、１億４２６万４,０００円。

第１項営業費用９,１８５万１,０００円に対し１５３万３,０００円の増額により、９,３３８万４,０００円。

第２項営業外費用８２０万５,０００円に対し５７万円の減額により７６３万５,０００円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第３条、予算第７条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費２,４８９万９,０００円に対し４６５万９,０００円の減額により２,０２４万円。

令和元年６月１１日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次に、補正予算に関する説明書４４ページをお開きください。

令和元年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第１号）実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出でございます。

１款水道事業費用、１項営業費用９,１８５万１,０００円を１５３万３,０００円の増額補正でございます。内訳といたしまして２目配水及び給水費で９５万円の減額補正でございます。４月の人事異動に伴うもので、１節給料において６５万１,０００円。

２節手当において７万９,０００円、３節賞与引当金繰入額において３万９,０００円、４節法定福利費において１７万２,０００円、５節法定福利費引当金繰入額において９,０００円がそれぞれ減額となるものでございます。

続きまして、４目業務総係費で２４８万３,０００円の増額補正でございます。１節

給料において184万4,000円、2節手当において102万9,000円、3節賞与引当金繰入額で22万円、5節法定福利費で57万円、6節法定福利費引当金繰入額で4万6,000円がそれぞれ減額となるものでございます。18節委託料につきまして619万2,000円の増額補正でございます。上水道事業変更認可設計業務委託料として533万4,000円の増額補正でございます。この委託料につきましては、現在の下佐々浄水場の施設を更新するために必要な認可を取得するための業務委託費でございます。当下佐々浄水場は町内で最も古い施設であり、老朽化が進んでおります。このため水道の基本方針である安全、強靱、持続を目指し、安全で安心なおいしい水の安定供給を続けるためにどうすればいいかと検討してまいりました。結論といたしましては、浄水場の全面改修が必要であると判断いたしました。非常に大きな事業であるため、慎重に協議を重ねてまいりました。そして、少しでも早く事業の実施をするべきと判断いたしまして、今回、補正予算に計上させていただきました。

内容といたしましては、執行部としての素案である浄水方式を見直し、現地再開発を行うことを基準に、浄水場の施設規模、浄水方式、施設の概略図面の作成、概算事業費、収支計画等を認可設計業務で行い、認可の取得を行うものでございます。また、今回、変更認可の取得に合わせ、現在の上水道事業を簡易水道事業に変更するものでございます。

この点につきましても慎重に協議を行いました。上水道の定義は水道法で給水人口が5,001人以上とされております。現在、既に給水人口は5,000人を割り込んでおり、今後も人口減少が進むと予想されます。このため簡易水道への変更認可を同時に行うものです。また、簡易水道に変更することで、最も大きな課題となった財源につきまして、簡易水道による事業を実施した場合、簡易水道事業債として起債が100%充当されます。その起債の元利償還金の55%が交付税算入されます。厳しい財政事情を考えた場合、当町にとって最良であると判断いたしました。

予定といたしましては、本年度変更認可取得を行い、来年度当初予算では簡易水道事業として予算編成を図り、実施に向け取り組んでいきたいと考えております。この場合、来年度からは新しい簡易水道会計での実施となるため、現在の上水道の料金システム等の改修を行う必要があり、システムの改修委託料として85万8,000円を計上させていただきました。

次に、45ページをお開きください。

2 項営業外費用、3 目消費税及び地方消費税、1 節消費税及び地方消費税の 5 7 万円の減額です。委託料等に含まれます仮払い消費税の増加に伴う確定消費税の減少によるものです。収入については変更はございません。支出におけます 9 6 万 3, 0 0 0 円の増額に対する収入の不足額につきましては、利益剰余金を補填財源とするものでございます。

続きまして、4 6 ページをお開きください。

予定キャッシュフロー計算書でございます。

今回の補正によるものとして業務活動によるキャッシュフローとして、原材料、商品またはサービスの購入による支出として、委託料 6 1 9 万 2, 0 0 0 円の増により 5, 3 7 8 万 8, 0 0 0 円、人件費の支出として 4 3 4 万 5, 0 0 0 円の減により 1, 9 5 3 万 8, 0 0 0 円となり、資金期末残高は 2 億 4, 8 7 4 万円となるものでございます。

4 7 ページには予定貸借対照表を載せてございます。後ほど御高覧賜りたいと思います。

以上、簡単ではございますが令和元年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

（水道課長 長生正信君 降壇）

◎日程第 2 2 特別委員会の設置について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 2 2、特別委員会の設置について議題とします。

本件については、議会の責務を果たすべく活発な議会活動に向けての方策を調査検討し、町民の負託に応えていくことができる議会づくりを進めるため、地方自治法上の根拠を有する特別委員会として、議長を除く 1 1 人の委員をもって構成する議会活性化特別委員会を設置し、これに付託して調査をすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長を除く 1 1 人の委員で構成する議会活性化特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

引き続いて特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました議会活性化特別委員会の委員の選任について、委員会条例第7条第4項の規定によって、1番、桐山尚己君、2番、廣瀬隆一君、3番、藤井基彰君、4番、上柏皖亮君、5番、七良裕光君、6番、田代哲郎君、7番、西口優君、8番、北道勝彦君、9番、向井中洋二君、10番、美野勝男君、11番、美濃良和君、以上11人を指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会活性化特別委員会委員に選任することに決定しました。

◎日程第23 特別委員会の設置について

○議長（伊都堅仁君） 日程第23、特別委員会の設置について議題とします。

本件については、議会広報の充実強化を図ることを目的とし、また編集委員として十分な活動ができるようにするため、地方自治法上の根拠を有する特別委員会として6人の委員をもって構成する広報編集特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については6人の委員をもって構成する広報編集特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

引き続いて特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました広報編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、1番、桐山尚己君、2番、廣瀬隆一君、3番、藤井基彰君、5番、七良裕光君、9番、向井中洋二君、11番、美濃良和君、以上6人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君を広報編集特別委員会委員に選任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長（伊都堅仁君）

本日は、これで散会します。

（午前 1 1 時 3 2 分）